

令和3年8月24日

保護者の皆様へ

福島県立いわき光洋高等学校長

「まん延防止等重点措置」適用下における本校の取組について

日頃より、本校教育活動に対しまして御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
現在、いわき市において新型コロナウイルス感染が拡大し、「まん延防止等重点措置」が実施されております。本日時点では、本校生徒及び教職員の感染陽性者は確認されておりません。

本校といたしましては、別紙「まん延防止等重点措置適用下における新型コロナウイルス感染防止対策」を作成いたしました。今まで以上に新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、皆様に信頼できる学校を目指しますとともに、全ての皆様に夢や感動をお届けできるよう学校運営に取り組んで参りますので、御理解と御協力をいただきたく、お願いいたします。

また、県教育委員会からの通知等や本校の状況により内容を変更する場合は、改めてお知らせします。

なお、御不明な点や御心配な点がございましたら、遠慮なさらず学校0246-28-0301へ相談ください。

記

- 1 対象期間 令和3年8月24日（火）～令和3年9月12日（日）
※ 「まん延防止等重点措置」延長の場合は、変更日まで期間を延長
- 2 学校における基本的な感染症対策について
 - (1) 健康観察の徹底
 - ① 体調チェックシート等により体調の確認を徹底すること。
 - ② 体調不良時の対応について、迅速な報告を含め、校内体制の構築を図ること。
 - ③ 体調不良者に対しては、必要に応じてかかりつけ医又は受診相談センターへの相談を勧めること。
 - (2) 宿泊を伴う学校行事を停止するとともに、感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）についても停止すること。
 - (3) 昼食時の感染リスクを考慮した対策を講じること。
 - (4) 基礎疾患等がある児童生徒については、学校医等と連携した上で対応すること。
 - (5) 差別や偏見の防止のための指導を徹底すること。
- 3 部活動や対外的な交流について
 - (1) 部活動における練習試合及び合宿は禁止する。
 - (2) 各種大会への参加は認める。ただし、原則として、感染拡大地域への往来は行わないこと。
 - (3) 各種大会により他地域へ往来する場合は、宿泊を認めるが、参加人数を最小限にするなど、感染症対策を徹底すること。
 - (4) 下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用すること。
 - (5) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めること。
- 4 家庭における基本的な感染症対策について
 - (1) まん延防止等重点措置適用地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行うこと。
 - (2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底すること。
 - (3) ワクチン接種については、接種の有無を御家庭で検討し、接種を希望するときは各市町村からの案内（接種券）受け取り後、計画的に進めること。